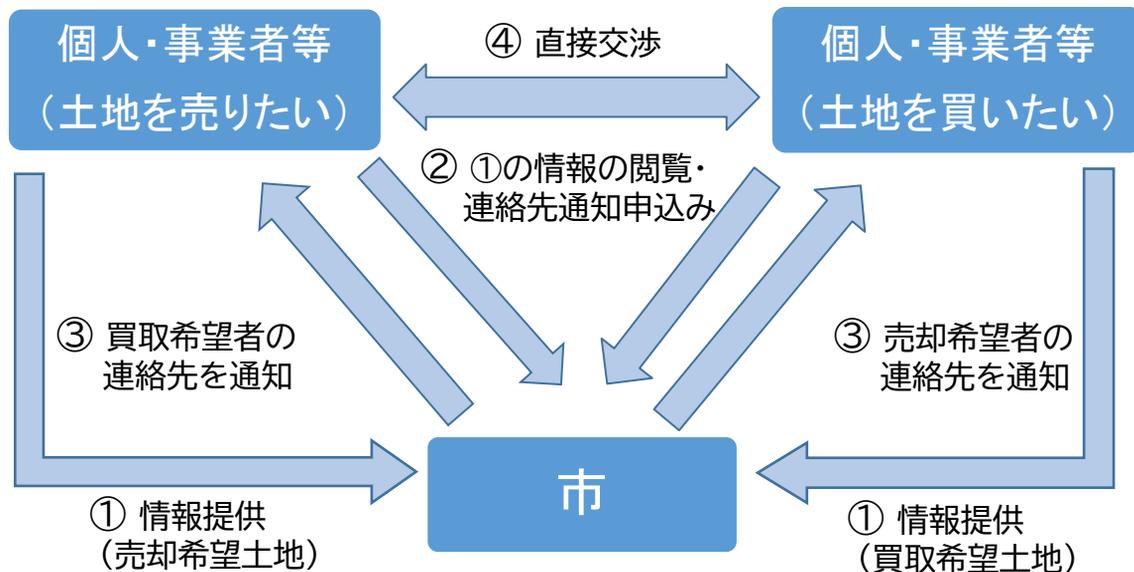




土地の売買意向に関する情報提供の再開について

事業地区内の土地の売買意向に関する情報提供について、令和3年度から令和5年度にかけて行ってまいりましたが、工事再開を踏まえ、同様の取組を再開することとしました。

情報提供のしくみ



【情報提供のしくみ】の内容

- ① 「売りたい」又は「買いたい」土地の情報を市に提供していただきます。
- ② 市が集約した①の情報を市ホームページ等で閲覧し、情報提供者と連絡が取りたい場合は、市に申込書を提出していただきます。
- ③ 市から両者にお互いの連絡先を通知します。
- ④ 通知された両者間で直接交渉していただきます。

- ※ 交渉、売買、契約等について、市は直接関与いたしません。
- ※ ①において個人情報の取扱いに同意いただきます。
- ※ ②の閲覧・申込みは、①を経なくても行えます。
- ※ ②の閲覧時には、氏名・連絡先等の個人情報は公開しません。
- ※ 土地の売買にあたっては、宅建業者に仲介を依頼することをお勧めします。

- 取組期間 令和7年11月26日～当面の間
- 情報閲覧方法 ・市ホームページ(トップページからページ番号「1017751」で検索→ページ下部「土地の売買意向に関する情報提供」をクリック ※令和7年11月26日からアクセス可能となります)
・麻溝台・新磯野区画整理事務所窓口
- 各種手続方法 上記市ホームページを確認いただくか、麻溝台・新磯野区画整理事務所にお問い合わせください。

事業地区内の土地について、売却希望もしくは買取希望をお持ちの方は、ぜひ、ご活用をご検討ください。

令和7年度市政功労表彰について

市政記念日の11月20日に相模原市表彰条例に基づく表彰式が行われ、土地区画整理審議会の田所昇司会長と横田廣司副会長が、市政功労表彰を受賞されました。多年にわたる土地区画整理審議会の会長、副会長として、土地区画整理事業の推進に尽力された御功績が讃えられての表彰となります。

一定以上の規模の土地売買の際は事前に届出が必要です

令和6年度まちづくりだより第50号にてお知らせしていますが、令和6年5月15日に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和4年9月20日施行)」に基づき、第一整備地区(全域)が特別注視区域に指定されました。これにより、一筆の面積(建物の場合は各階の床面積の合計)が200㎡以上の土地及び建物について、所有権の移転等(賃貸借、相続は除く)を行う場合、契約の当事者から国へ事前の届出が必要となるため、右のQRコードから内閣府のホームページ(<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>)へアクセスいただくか、以下のコールセンターへお問い合わせいただき、届出の方法についてご確認ください。



※なお、土地区画整理事業に伴う換地処分にあたっては、同法に基づく国への事前の届出が必要となりますが、市にて対応するため、地権者の皆さまによる届出は不要です。

○内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL:0570-001-125 (平日 9:30 ~ 17:30)

住所登記の義務化(令和8年4月1日～)について

不動産の所有者(所有権の登記名義人)は、氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、変更の登記の申請をすることが義務付けられます。

この住所等変更登記の義務化の施行日は令和8年4月1日ですが、施行日より前に住所等を変更した場合であっても、変更登記をしていない場合には義務化の対象となります。

詳しくお知りになりたい方は、右のQRコードから法務局のホームページ(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00687.html)をご確認ください。



なお、変更があった場合は、麻溝台・新磯野区画整理事務所にも届出をお願いします。

発行 相模原市 都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所

〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階

TEL : 042-769-9254 (事業計画・換地・補償に関すること)

TEL : 042-707-7184 (現場管理に関すること)

FAX : 042-754-8490